

佐賀市立西川副小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立西川副小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かに学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、いじめ防止対策推進法及び佐賀県並びに佐賀市いじめ防止基本方針に則って「佐賀市立西川副小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

本校における「いじめ防止のための基本的な方針」は次の通りです。

- 学校、学年、学級の中に、いじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童や教職員、保護者の人権感覚を高めます。
- 児童間、児童・教職員間等、校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見して、適切な指導を行い、いじめ問題を一刻も早く解決できるように努めます。
- いじめ問題について保護者・地域・関係機関等との連携を強め、予防・発見・解決に努めます。

1 いじめとは

いじめとは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめの対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

本校では、いじめを受けた児童等の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、児童等の訴えを真摯に受け止め、その児童等を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人がその存在を認められ、お互いに相手を大切に、学級の一員としての在り方を自覚できるような学級づくりを行う。また、人としてのマナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に「基礎・基本」の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や「児童一人一人がかけがえのない存在である」といった、命の大切さを道徳の時間や学級指導等のすべての教育活動を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないことである」という認識が、全児童に徹底されるようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ぬふりをすることはいじめをしていることにつながることや、いじめを見たら他の先生方や友達に知らせて助けを求めたり、やめさせようとしたりすることの大切さについて指導する。その際、先生や友達に知らせることは決して悪いことではなく、必要なことであることについてもあわせて指導する。
- ・ SNS や LINE、メール等、インターネット上でのいじめもあることを踏まえ、児童の実態を調査し、携帯電話・スマートフォンやパソコン等の使い方や危険性について、情報モラル教育を行う。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、児童が生き生きと学習できる授業を日々行うように努める。
- ・ すべての教育活動を通して、児童の思いやりの心や命を大切にすることを育むことの充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という強い思いや姿勢を保護者や教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ アンテナを高く張り、児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢を持つ。

- ・ いじめの構造やいじめ問題への対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 一人で問題を抱え込まないで、管理職や同僚等への報告・連絡・相談を行い、協力を求める。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という学校風土をつくる。
- ・ いじめや児童の状況把握のために、こころ部を中心に毎月の「〇月のわたし」アンケートを実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、いじめ問題に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、いじめに気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ いじめ問題に関して児童会としての取組を行う。
- ・ 児童も教職員も、いつでも、誰にでも相談できるような体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化やSOSのサインに気づいたら、担任や学校に早めに相談することの大切さを伝える。
- ・ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会、地域の会合等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・ SNSやLINE、メール等、インターネット上でのいじめがあることを踏まえ、児童の実態を調査し、携帯電話・スマートフォンやパソコン等の使い方や危険性について、保護者にも情報モラル教育を行い、家庭での児童の利用の把握とともに、利用の約束事の決定など家庭での取組を促す。

3 いじめの早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて … 「変化に気づく」>

- ・ 日頃から児童の様子を、担任だけでなく多くの教職員で見守り、気づいたことをすぐに共有できる場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教職員から積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- ・ いじめアンケート調査・教育相談箱の設置・QUテスト等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる … 「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聴き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・ 養護教諭を教育相談担当に位置づけ、児童の心身の情報を集約し、職員全体や該当担任の情報共有を図る。

<早期の解決を … 「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に客観的に事実を確認する。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・ いじめが「どれだけ相手を傷つけ、苦しめるか」について気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまった気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

- ・ 事実関係を正確に把握し、速やかに当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報についても適切に提供する。

4 校内体制について

- ・ 校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(主任)、該当担任、教育相談担当者等とする。また、学校のいじめ防止対策を点検したり、いじめが認知された場合に対応したりするために、拡大委員会を設ける。その委員には上記の校内の委員に加えて、外部委員として学校評議員、スクールカウンセラー、父母と先生の会（PTA）代表者、各1名を加える。
- ・ その役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係を把握し、関係児童・保護者への対応等について協議する。また、いじめに関する情報については、児童の個人情報に十分配慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価において、評価項目の中に「いじめ問題への対応」という項目を起こして取り組み、その結果を公表するとともに、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合は、すぐに佐賀市教育委員会へ報告する。また、重大事態発生の場合には、法に照らして、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めながら、学校として組織的に動く。
- ・ 確認したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、佐賀南警察署に相談し、連携して対応する。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、父母と先生の会（PTA）や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを持つことを願います。

佐賀市立西川副小学校いじめ防止対策委員会（22条委員会）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、いじめに対応するため、佐賀市立西川副小学校に「いじめ防止対策委員会（22条委員会）（以下「委員会」という。）」を置くこととし、設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく、いじめの未然防止、対応（調査、解決、解消及び再発防止）等に関すること。

（組織）

第3条 委員会には、第2条に掲げる事項を協議するため、「校内委員会」と「拡大委員会」を置く。

（校内委員会）

第4条 校内委員会は、別表1に定める委員で組織する。

2 校内委員会委員長は校長とする。

3 校内委員会委員長は、会務を総理し、校内委員会を代表する。

（拡大委員会）

第5条 拡大委員会は、別表2に定める委員で組織する。

2 本校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、佐賀市教育委員会が委嘱する。

3 校内委員会委員長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るため、必要があると認める時は、拡大委員会の開催を求めることができる。

4 教育委員会は特別の事情がある場合には、校長の具申を受けて外部委員の委嘱を解くことができる。

5 拡大委員会委員長は、委員の互選によってこれを定める。

6 拡大委員会委員長は、会務を総理し、拡大委員会を代表する。

7 校内委員会委員長は、必要に応じ、学校問題解決サポート事業専門チームへの相談を佐賀市教育委員会に依頼することができる。

（外部委員の任期）

第6条 外部委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（秘密の保持）

第7条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第8条 委員会は、必要に応じて校内委員会委員長又は拡大委員会委員長が招集する。

2 委員会において必要があると認めるときは、会議は非公開とすることができる。

（意見等の聴取）

第9条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、本校に置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、校内委員会及び拡大委員会それぞれについて必要な事項は、各委員長がそれぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

校長
教頭
指導教諭
生徒指導担当
教育相談担当
該当担任
校長が必要と認める教職員

別表2（第5条関係）

校長
教頭
指導教諭
生徒指導担当
教育相談担当
該当担任
学校評議員
P T A役員
スクールカウンセラー
校長が必要と認める者